

スポーツ施設再編基礎調査支援業務 要求水準書

1 適用

この要求水準書は、新潟市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に発注するスポーツ施設再編基礎調査支援業務（以下「本業務」という。）について適用する。

2 背景

白山公園付近一帯（以下、「検討エリア」という）は市民の憩いの場である白山公園や各種の文化・スポーツ施設などが集積し、親水空間であるやすらぎ堤にもアクセスが良好なエリアである。

スポーツ施設の老朽化が進み、今後の在り方の整理が必要な状況にあり、検討にあたっては、既存の白山公園や文化施設、分館跡地の活用との連動など、検討エリアの特性を活かした視点が必要となる。

3 目的

甲は、スポーツに親しみ、市への愛着を深めてもらうとともに、賑わいのあるまちづくりにつながるような「県都・政令市にふさわしい」スポーツ施設のあり方について、「新潟市スポーツ施設の未来構想会議」より提言をいただいたところである。

とりわけ検討エリアについては、『「観るスポーツ」の臨場感を味わうことができる「球技専用スタジアム」や「アリーナ」といった、プロスポーツの公式戦やコンサートなどを開催できる機能を有するとともに、公共施設や商業施設・賃貸オフィスなど複合的な機能を併せ持つ施設を新設することによって、街なかに人が行き交い賑わいを創出するなど、「スポーツによるまちづくりと地域活性化」を図ること』を提言いただいた。

本業務では、検討エリアに対する当該提言を踏まえ、検討エリアの位置づけを整理するとともに、提言内容の実現に取り組むにあたって期待できる効果や実現に向けた課題を整理し、検討エリアの取り組みの方向性を見出すことを目的とする。

4 検討エリアに立地する施設概要

(1)－1 新潟市陸上競技場

建物：S 38.7 築、延べ床面積 19,245 m²、観客席数 18,500 席

付帯設備：トレーニング室、会議室等

(1)－2 補助競技場

建物：S 38.7 築、延べ床面積 12,351 m²、観客席数 なし

付帯設備：なし

(2) 新潟市体育館

建物：S 35.10 築、延べ床面積 1,963 m²、観客席数 4,000 席

付帯設備：練習場 2 面、控室等

5 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 1 9 日まで

6 業務従事者の要件

地方公共団体が発注したスポーツと地域活性化に関する調査や、スポーツ施設等の整備に関する検討等の業務を受託した実績があること。

7 業務内容

(1) エリアの位置づけの整理

乙は、検討エリアの基本情報（関係法令、用途地域等）、土地情報（周辺地価等）、利用状況（施設面積、来館者等）、交通状況（交通量、交通アクセス等）を整理する。

なお、最新のデータは甲が用意するとともに、令和 4 年度「都市の活力創出調査」の結果を引用してもよい。

(2) アリーナ、球技専用スタジアムに関する他都市の事例調査

甲は本調査業務の目的の達成にあたり、有益であると考えられる他都市の事例調査を行う。

事例調査は、甲が想定する次の 3 つの場合を想定し、検討エリアの方向性を検討するに資する事例を対象とする。

A アリーナを整備する場合

B 球技専用スタジアムを整備する場合

C 陸上競技場を改修する場合

乙は、甲が行う事例調査に関し、調査すべき事例や調査の着眼点など

について、アドバイスをを行う。

事例調査により把握する項目は以下を想定している。

- ①規模 ②用途 ③整備手法 ④期待できる効果 ⑤実現への課題
- ⑥概算事業費 ⑦概算維持管理費 ⑧公共概算負担額

(3) 民間事業者との意見交換の実施

乙は、検討エリアの取り組みの方向性を見出すため、民間事業者の意見交換すべき相手方を整理したうえで、意見交換の場を調整し、甲の出席のもとで意見交換を行う。

民間事業者との意見交換は、主に以下の点について実施することを想定している。

- 1) スポーツ関連市場、音楽関連市場など、検討対象施設で行われ得る事業に関する市場の動向、プロモーターなどのマインド
- 2) (2) A、B、Cの実現あたり、関連する市場の動向、関連企業のマインド
- 3) (2) A、B、Cの場合ほか、検討エリアにおいて相乗効果が期待できる機能及び事業運営の可能性がある事業者

(4) 成果のとりまとめ

- 1) 乙は、最終成果のとりまとめ作業に至る前に、甲と内容及び時期を協議の上、業務の中間成果のとりまとめを行う。
- 2) 乙は、(1)～(3)を踏まえ、最終成果を取りまとめる。

8 打ち合わせ協議

打ち合わせ協議については、以下のとおりとし、オンラインでの打ち合わせを可とする。

- (1) 業務着手時
- (2) 報告書案の作成時
- (3) (1) (2) の他、必要に応じ適宜（中間取りまとめ時を含め、概ね月に1回程度）

9 貸与資料について

本業務の遂行にあたり必要と甲が認めた貸与品等について、乙に貸与する。

乙は、適切にこれを管理し、貸与された資料等を外部に漏らしてはならない。また、業務完了後は速やかに返還しなければならない。

10 成果の提出について

本業務が完了したときは、以下の成果物を提出すること。

- ・ 報告書 3 部
- ・ 電子データ 1 式

11 成果の帰属等

本業務の成果はすべて甲に帰属するものとし、甲の許可なく外部に貸与又は公表してはならない。

12 成果の著作権・権利関係

本業務の成果の著作権の取り扱いは、次に定めるところによる。

- (1) 乙は、本業務で作成した成果における著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、甲に無償で譲渡するものとする。
- (2) 甲は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3条に該当しない場合においても、情報の追加・修正及び印刷などの仕様のために、乙の承認を得ることなく成果を改変することができるものとする。
- (3) 乙は、特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用した場合は、成果にそのことを明示するものとする。

13 疑義の決定

本業務の実施にあたり、仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。